

（仮称）草津市健全で持続可能な財政運営および財政規律に関する条例の要点

1. 条例の趣旨

本市は、第2次草津市行政システム改革推進計画に基づき、平成25年10月に「財政規律ガイドライン（財政運営指針）」を策定し、財政指標の基準値の設定と目標達成に向けた取組等を通じて、財政規律を確保し、健全な財政運営を行うための独自の取組を進めてきました。

財政規律ガイドラインに基づく取組をより一層推進し、規律ある財政マネジメントの下で自律した地域経営の実現を図るため、財政運営に関する基本方針や取組等を定めた財政運営に関する基本条例を制定することとしました。

市民サービスに制限を加えるのではなく、主要な財政指標について、全国の他の自治体（本市と人口規模や産業構造が類似した団体）と比較・分析することなどを通じて、財政状況の悪化を未然に防止し、将来にわたって健全で持続可能な財政運営を続けることで、市民福祉の向上を図ります。

2. 条例制定の背景および目的

本市では、財政の健全性を維持・向上させるため、これまでから債権管理の強化・適正化による歳入確保や、大規模な公共事業の実施等に備えた基金の積み立て、市債の新規発行額を元利償還額以内に抑制することなどの取組により、堅実な財政運営に努めてきました。

その結果、本市は、財政健全化判断比率など、主要な財政指標において、県内でも良好な数値を堅持しており、比較的強固な財務基盤を備えています。

一方で、少子高齢化や人口減少、それに伴う地域経済の縮小など、自治体を取り巻く環境は、厳しさを増しており、比較的良好的な財政状況にある本市においても、多様化・複雑化する行政課題への対応や、社会保障関係経費をはじめとする義務的経費の増加などにより、財政構造の硬直化が進んでおり、機動的な財政運営が難しくなっています。

また、国の進める地方分権や地方創生などによる都市間競争が進む中、各自治体は、厳しい経営環境の中にあっても、地域の課題を見抜き、時期を逸することなく、都市としての質や魅力を高めるための投資を行うことを求められています。

こうした環境下においては、地域経営という観点から、規律ある財政マネジメントを行い、健全な財政運営を維持していくための取組を継続して行っていくことが肝要です。

本条例は、財政運営に関し、自律した自治体としての基本的な事項を定めることにより、財政規律を確保し、将来にわたって健全で持続可能な財政運営を行い、もって市民福祉の向上を図ることを目的に制定するものです。

3. 条例の概要

○第1章 総則

第1条 目的

- ◆健全で持続可能な財政運営による市民福祉の向上

○第2章 財政運営の基本原則

第2条 基本方針

- ◆計画的かつ効率的な財政運営 ◆財政規律の確保 ◆財政運営の透明性

第3条 市長の責務

- ◆健全で持続可能な財政運営に必要な措置 ◆財務事務の適切な執行

○第3章 計画的かつ効率的な財政運営

第4条 財源配分

- ◆重点的な財源配分

第5条 財政運営計画

- ◆財政運営計画の策定

第6条 予算の編成

- ◆財政規律ガイドラインの遵守 ◆財政運営計画との整合

第7条 歳入および歳出

- ◆市税等の確実な徴収と歳入の安定確保 ◆使用料等の見直し、適正化
- ◆事務の見直しおよび合理化

第8条 資産管理

- ◆公共施設等にかかる管理計画の策定 ◆資産の計画的かつ効率的な管理

○第4章 財政規律の確保

第9条 財政規律ガイドライン

- ◆財政規律ガイドラインの策定 ◆財政運営判断指標と目標達成に向けた取り組み

第10条 世代間の負担の公平性

- ◆世代間の負担の公平性および将来の財政運営に与える影響に考慮した政策決定

第11条 基金

- ◆財政調整基金等の確保 ◆特定目的基金の計画的な積み立て

第12条 市債

- ◆市債発行時の留意事項 ◆プライマリー・バランスの黒字の確保

○第5章 財政運営の透明性

第13条 説明責任

- ◆財政に関する情報の提供

第14条 予算概要および決算概要

- ◆予算概要の作成 ◆決算概要の作成 ◆財政運営判断指標の算定

第15条 財務諸表

- ◆財務4表の作成 ◆連結財務諸表の作成

第16条 公表

- ◆議会への報告および公表 ◆財政事情の公表

○第6章 雑則

第17条 委任